

# けんろく 通信

KENROKU

No.027  
2018.11  
REPORT



弁護士法人  
兼六法律事務所

〒920-0932 金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130 FAX 076-232-0129

URL <https://kenroku.net/>



浅野川と梅ノ橋

## 民事裁判のIT化

弁護士 小堀 秀行



裁判所では民事裁判のIT化に向けた検討が進められています。訴状などの書類を電子提出したり、裁判所サーバーで事件管理をし、インターネット回線を接続して法廷に出頭せずに裁判を開くことになるようです。戸籍謄本や登記簿謄本などの証拠書類も紙ではなく、PDFにして提出することになるのですが、もともと、戸籍情報や登記情報は市役所や法務局にデジタル化して管理されており、それを一旦紙に印刷し、更にPDFにしてデジタル化するというのは、あまりにも滑稽なIT化と言わざるを得ません。戸籍情報や登記情報を管理しているサーバーと裁判所とを接続すれば、はるかに優れたIT化となります。今でも、一般の人が調停などの申立てをするために裁判所へ行き、受付で「戸籍謄本を持ってください」などと言われて出直すことがあります。こんな不便なことはありません。裁判所と法務省、総務省が連携し、真に利用者のためになるIT化を実現してほしいと思います。

## 「安心と納得を届けるために～私がこだわっていること～」

兼六法律事務所には様々な分野で経験豊富な弁護士が揃っています。今回は3人の弁護士に、よりよいサービスのために「こだわっていること」、そして「心がけていること」について聞いてみました。

### 離婚「相談者・依頼者の力強い支えになる」

離婚問題は生活に直結するため、相談者・依頼者は、離婚して生活はやっていけるのだろうか、子どもの親権はどうなるのだろうかと、不安一杯で事務所に来られます。

先が見えない不安から食事の通らないという方、病気になってしまった方も少なくありません。



副所長・弁護士  
浮田 美穂

初回のご相談で、相談者の希望を叶えるにはどうすればよいかをお話し、先の見通しを立てるようになります。見通しが立つだけで気持ちが大分楽になられるようです。

離婚案件について特に心がけていることは、その方の家庭がどんな家庭なのかイメージできるところまで、お話を聞きすることです。そうすることで、相談者の性格や考え方はもちろんですが、相手の性格や考え方も分かり、より相談者・依頼者に寄り添うことができますし、交渉する際もより相手が納得しやすい言い方や言葉で交渉することができます。

離婚するには大変なエネルギーが必要ですが、その間の力強い支えとなるように努力したいと思います。

### 交通事故「豊富な経験と知識で誠実な対応を」

「交通事故」という分野は、弁護士にとっては一般的な分野と考えられていますが、実は、複雑な保険制度や自賠責保険の仕組みなどが絡んでくることや医学的知識が必要となることも多く、経験と知識が非常に重要です。私は、これまでに数百件の交通事故を担当してきましたので、経験は豊富だと思います。

相手保険会社との交渉にあたっては、単に大きな声を出して強く要求するのではなく、誠実に、相手保険会社が納得するような説明や証拠を示して交渉することが重要であると考えています。

また、特に、後遺障害を負われた場合などには、後遺障害が適切に認定されることは、ご本人の今後の生活にとって極めて重要ですので、当事務所に協力してくれる医師から医学的な意見を十分に聞いたり、MRIやCT等の検査結果を検討してもらうなどして、適切な賠償が受けられるよう努めています。



副所長・弁護士  
森岡 真一

## 被害者支援「被害者に寄り添い支援する」

弁護士というと刑事弁護人のイメージが強く、被害に遭った方を弁護士が支援することは、まだ一般的ではないかも知れません。

けれども、例えば、自宅が被害場所になった場合には転居が必要なのに、示談金を受け取ったら加害者の刑罰が軽くなるのではないか。

警察や検察から事情を話して欲しいと言われているが、事件を思い出すと精神的に不安定になる。

裁判所で、自分が受けた被害を証言したいけれども、どう話をしたら良いか分からない。

こうした悩みをもっている方がたくさんいます。

私たちは、被害者の心理状態や適切な接し方などの研修を受け、さらにカウンセラー等とも協力しながら、日常を犯罪によって破壊された被害者の方々が、少しでも早く被害から回復されるようにお手伝いをさせて頂きたい。そんな思いで、被害者に寄り添い、支援する活動をしています。

不幸にして、何らかの事件に巻き込まれたような場合にはどうかお気軽にご相談頂きたいと思います。



弁護士  
柴田 未来

## KENROKU NEWS けんろくニュース

### 「個人情報保護セミナーを開催しました」

事務局 小田切

NEWS

「個人情報保護セミナーを開催しました」

8月29日事務所で顧問会社を対象とした「個人情報保護セミナー」を開催し、企業の問題にも数多く対応している弁護士森岡より、個人情報保護法の基本的な知識や具体的な対策法などを話しました。

当日は、たくさんの企業の方に御参加頂き、質問も飛び交うなど、有意義な時間を過ごすことができました。今後もこのようなセミナーを定期的に開催していきたいと思います。



#### 顧問契約のご案内

#### 弁護士報酬割引

案件を受任した場合、成功報酬を通常の3割引といたします。

#### セミナー無料受講

企業経営にあたって必須の法律知識についてのセミナーを無料受講可能です。

#### ニュースレター

企業に役立つニュースレターを配信いたします。

その他、契約書の無料チェックや会社の事に関する無料相談、従業員の初回無料相談などプランによって特典が受けられます。

※顧問契約については、こちらをご覧下さい。  
<https://kenroku.net/corporation/advisor/>



暮らしに役立つ☆まめ知識

第25回

## 印鑑を押すのは、何のため？

ろく美：そういうえば、契約書に印鑑を押すけど、世界には印鑑がない国もあるよね。

けん爺：そうじゃな。印鑑を使うのは、日本や中国など、非常に限られておるな。

ろく美：そうだよね。そうしたら、印鑑を持っていない国の人には、どうやって契約書を作るのかな。

けん爺：世界的には、契約書に印鑑を押さずに、サインをするのが一般的じゃのう。

ろく美：でも、契約書って、印鑑を押さないと有効にならないんじゃないの？

けん爺：そんなことはないぞ。**印鑑を押さなくても契約書は有効**じゃよ。

ろく美：それは、日本以外の話？

けん爺：日本でも、印鑑を押していないから契約書が有効でない、ということにはならんぞ。

ろく美：えー、そうなんだ。じゃあ、印鑑って、押す意味はないの？

けん爺：いやいや、実は、**印鑑を押すことには法律的な意味がある**じゃ。

ろく美：どんな意味があるの？

けん爺：契約書を作成するのは、そのような契約が成立していることの証拠とするためじゃ。

だから、誰が契約書にサインをしているかが大事になる。場合によっては、「こんな契約書にサインしていない」と言われたら困るからのう。

ろく美：それは困るね。そしたら、筆跡鑑定するのかな。

けん爺：もちろん。文字を見れば、だいたい誰が書いたかは分かるということはある。それを証明する方法として、筆跡鑑定も一つの方法じゃ。ただ、費用もかかるし、必ずも正しい結果が出るとは限らないからの一。

ろく美：じゃあ、どうやったら、その人が書いたって証明できるのかしら。

けん爺：そこで、民事訴訟法228条4項では、その人の持っている**印鑑で押**印されていれば、その人が作成し**た契約書だと推定されることになると規定されている**のじゃ。

ろく美：へー。

けん爺：さらに、実印で押されていたら、押されている印鑑は、その人の印鑑だということが推定されるのじゃ。

すると、実印で押されて

いたら、結局、その人が契約書に署名したということが推定されるということになる。これを二段の推定というのじゃ。

ろく美：なんだか、難しい…。

けん爺：まあ、難しい言葉はいいが、**実印で押されていたら、「これは、私が押したのではない」と言つ**

**ても、なかなか、そのよう**  
**な主張は認められない**  
のじゃ。

ろく美：もし、実印を勝手に使われたら、大変だね。

けん爺：そうじゃ。**印鑑は大事なもの**だからきちんと管理しないといけないんじゃ。

特に、**実印の管理はしっかりしないとな！**



## 新しいスタッフ



事務局 神田 裕也

10月に入所した神田と申します。

出身は三重県度会郡です。趣味はゲームと読書です。大学では、法律を専攻していました。

いろいろご迷惑をおかけすることもあると思いますが、何卒よろしくお願い致します。

## 編集後記

だんだんと秋も深まってきました。食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋など、皆さんはどうな秋を過ごされていますか？（小山内）